

# 後期高齢者医療のお知らせ

## 保険証が新しくなります

現在お使いの『後期高齢者医療被保険者証(保険証)』の有効期限は、7月31日(金)です。7月中旬に新しい保険証をお届けしますので、8月1日(土)からは新しい保険証をご使用ください。

なお、保険料の納付状況によっては、有効期限が短い保険証をお届けすることがあります。納付が困難な事情のある方は、早めに保険・医療課の後期高齢者医療担当までご相談ください。

## ◎限度額適用・標準負担額減額認定証

『限度額適用・標準負担額減額認定証』は、各医療機関で提示することにより、それぞれの医療機関で1か月に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までに減額されるものです(入院時の食事代についても減額されます)。現在、減額認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き対象となる方には、新しい保険証とともに新しい減額認定証をお届けします。

世帯員全員が住民税非課税の方で、新規に減額認定証の交付を希望される方は、保険・医療課で申請してください。

## 「平成27年度保険料額決定通知書」をお送りします

平成26年中の所得に応じて計算した、被保険者お一人おひとりの保険料額を7月中旬にお知らせします。

決定通知書に納付書が同封されている方は、記載されている納期限までに、市役所または金融機関でお支払いをお願いします。

◎所得の低い方や、制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、保険料が軽減されます。



## 保険料の計算方法

### ①均等割額

47,603円

### ②所得割額

{平成26年中の総所得金額等(※)  
-基礎控除額330,000円} × 所得割率9.70%

= 平成27年度保険料額  
(最高限度額57万円)

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含みません。)

## 保険料のお支払い方法

### ①年金からのお支払い【特別徴収】

特に手続きいただく必要はありません。

確定した年間保険料額から仮徴収分(4月・6月・8月)を差し引き、残った額を10月・12月・2月の3回の納期に分けて納めていただきます。

### ②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から翌年3月まで、毎月納付いただきます。納付には、お支払いに手間がかからない便利な口座振替がお勧めです。金融機関に通帳とお届け印をご持参いただくことで、ご登録いただけます。

◎「災害で大きな損害を受けた」「所得の著しい減少があった」などで、保険料を納めることが困難な方は、申請することによって、保険料の減免を受けることができます。

詳しくは保険・医療課にご相談ください。



### 問い合わせ

市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎43-0501

## 平成27年度 臨時福祉給付金の お知らせ

消費税率引き上げの影響を緩和するため、所得の低い方に対して、国から給付金が支給されます。

### 【支給対象者】

次の①・②の要件を両方満たす方

①平成27年1月1日において、加

東市に住民票がある方

②平成27年度分の市民税が課税さ

れていない方

※ただし、次の方は対象外です。

○平成27年度の市民税が課税されている方に扶養されている方

○生活保護制度の被保護者となっている方

### 【支給額】

対象者1人につき6,000円

### 【申請方法】

申請手続きのご案内とともに、お送りする返信用封筒で、市役所へ郵送してください。

※申請手続きのご案内は、7月下旬に対象となる方へ郵送します。

### 【申請期間】

8月3日(月)から平成28

### 【給付金の支給時期】

年1月4日(月)まで

10月から支給開始予定  
※支給決定後に送付する通知書で、振込日等をご確認ください。

### 申請・問い合わせ

福祉部社会福祉課

(庁舎1階)

☎43-0407

### 消費税

